

21日工会第312号
2021 貿情セ調（経提）第5号
2021年10月13日

経済産業省
貿易経済協力局 貿易管理部
安全保障貿易審査課長 横田 純一 様

移設検知装置のインセンティブに関する要望

一般社団法人 日本工作機械工業会
輸出管理委員会 委員長
加藤 伸仁

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
材料加工専門委員会 委員長
柴田 明仁

移設検知装置を搭載した工作機械の取り扱いについて、下記の通り要望致したく、よろしく御高配の程お願い申し上げます。

記

1. 要望

輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械及び外為令別表2の項(2)に該当するプログラムにおいて発生する誓約書違反（需要者等の誓約書（LETTER OF ASSURANCE、通称：旧誓約書）に反する無断再移転、無断再販売及び無断再輸出、並びに、最終用途誓約書（END USE CERTIFICATE、通称：新誓約書）に反する無断再輸出）のうち、工作機械の移設検知装置が作動し加工ができない状態にあるものについては、当該違反の発生が事前相談前のものか或いは事前相談中のものかに拘わらず、誓約書違反と看做さずに以下のように対応して頂きたい。

- (1) 日本の輸出者による届け出は提出書類通達様式 14 ではなく、以下の写真を添えることにより提出書類通達Ⅲ. 1 の規定に基づく事前同意手続き(様式 19) にて審査して頂きたい。

【添付写真の内容】

移設検知装置が作動して工作機械が加工できない状態であることを証明するために、以下 3 点の写真を添付する。

- ①機械全体の外観写真 (NC パネルが見える角度にて)
- ②移設検知装置の作動状況が確認できる写真 (例:NC パネルの表示写真)
- ③機械のシリアルナンバーが確認できる写真

- (2) 発生した事象に対する日本の輸出者への是正指導を免除して頂きたい。

2. 要望理由

移設検知装置が作動した状態では加工ができず、懸念用途等への転用は不可能であり、安全保障上のリスクは生じないため。

3. 要望背景

- (1) 誓約書違反の殆どを工作機械案件が占める状況は憂慮に堪えないものの、工作機械業界としても移設検知装置の搭載を通じ、誓約書違反が発生した場合における安全保障リスクの防止に努めている旨をご理解頂きたい。
- (2) 「厳正な輸出管理の実施について (輸出注意事項 19 第 7 号・平成 19-03-02 貿局第 2 号)」にて「最近一部の工作機械企業が輸出貨物の移設を検知する機器を導入しつつあることは、その取り組み強化に向けた積極的な姿勢の現れ」とお示し頂いているところ、輸出管理運用上の具体的なインセンティブの付与によって評価を頂きたい。

以上